

障害福祉サービスの利用者負担を軽減

障害者自立支援法により、平成18年4月から障害福祉サービスの利用者は原則1割の自己負担となりましたが、負担が重くなりすぎないように所得に応じて月額負担上限額が決められています。

さらに平成19年4月から2年間は、通所施設やホームヘルプなどの在宅サービス利用者新たな軽減措置が行われています。

通所施設、ホームヘルプなどにおける月額負担上限額の軽減措置

次の両方の要件を満たす方は軽減対象者（※）となり、月額負担上限額が4分の1に引き下げられます。

- 預貯金などの額が単身世帯で500万円、それ以外の家族世帯で1,000万円以下であること
- サービス利用者世帯が、実際に居住する土地、建物以外の固有資産を有さないこと

	軽減対象者（※）の月額負担上限額	軽減対象者以外の月額負担上限額
生活保護受給世帯	0円	0円
低所得1 町民税非課税世帯で、本人の収入が80万円以下	3,750円	15,000円
低所得2 町民税非課税世帯で、低所得1に該当しない方	利用するサービス ・通所のみ のとき ・通所+短期入所 のとき	24,600円
	上記以外	
一般	町民税課税世帯 所得割10万円未満	37,200円
	町民税課税世帯 所得割10万円以上	

■の部分今回見直されました

※このほかにも、グループホーム入居者、施設入所利用者の負担軽減措置などが行われています。詳しい内容については、福祉保健課社会福祉係（☎47-5555）にお問い合わせください。

「訓子府町障がい者計画」「訓子府町障がい福祉計画」

策定しました

障害者基本法に基づく、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を示す「訓子府町障がい者計画」と障害者自立支援法に基づく、障がい福祉サービスの数値目標を示した「訓子府町障がい福祉計画」を策定しました。

「訓子府町障がい者計画」は、平成19年度から平成28年度までの向こう10年間に講ずべき障がい者施策の基本計画です。「日々の暮らしの基盤づくり」「社会参加の促進と生きがいづくり」「共に支えあう地域づくり」を基本目標に、分野ごとにさまざまな主要施策を盛り込んでいます。

一方の「訓子府町障がい福祉計画」は、平成18年度から平成20年度までの3年間の障がい福祉サービスの種類ごとの必要量と、その確保のための方策を定めた計画です。

両計画の策定に当たっては、障がいのある方のニーズや課題を把握するために「障がい者施策に関するアンケート調査」を実施したほか、障がい者団体などの代表者からな

る「訓子府町障がい者計画等策定検討会議」の中で、計画の内容の協議を行いました。

今後は、この計画に基づき障がいのある方もない方も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて、障がい者施策を展開していきます。

※「訓子府町障がい者計画」の詳細については、今月号広報折り込みの概要版をご覧ください。

◆計画書を差し上げます
町では、この「訓子府町障がい者計画」「訓子府町障がい福祉計画」を、希望されるみなさんに配布します。役場福祉保健課窓口にお越しください。

「障がい」と「障害」の表記について

本計画における「障害」の字については、ひらがな表記の「障がい」で統一しています。また、法令などに定められたものについては、従前どおり漢字の「障害」と表記しています。

福祉保健課社会福祉係（☎47-5555）

国保の保険証を郵送で一斉更新します

保険証更新時の事故を未然に防ぐため、今年度から郵送による一斉更新をします。

現在、みなさんが使用されている国民健康保険証の有効期限は、平成19年4月30日までとなっています。新しい保険証は、まとめて世帯主の方に配達記録郵便で4月中旬に郵送しますので、家族分を確認の上、大切に保管してください。

修学のため家族と離れて町外に転出される場合は、在学証明書が必要ですので入学手続き後、速やかに町民課医療給付係まで提出願います。

ただし、昨年までに在学証明書を提出されたことのある方の分は、今年度から提出の必要がありません。

期限切れになる保険証は、必ずハサミなどで細かく裁断し破棄願います。

町民課医療給付係（☎47-2203）

70歳未満の高額療養費支給方法が一部変更

70歳未満の高額療養費の支給方法が、4月から一部変更となりました。

これまでは、国民健康保険（国保）に加入している方が医療機関にかかったとき、窓口で自己負担分を全額負担したあと、申請により自己負担限度額を超えた部分が高額療養費として支給されていました。

4月からは、事前に保険者（訓子府町）に申請をして限度額適用認定証の交付を受けた方が、医療機関などに限度額適用認定証を提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

なお、自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、入院などで医療費が高額になる場合、あらかじめ申請し限度額適用認定証の交付を受けてください。